

役員報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人すみれ厚生会の役員報酬及び弁償は次のとおりとする。

(報酬)

第1条 役員が法人の業務を処理するため常勤又は非常勤で勤務する場合は、次により報酬を支給する。

- (1) 理事長が常勤で勤務する場合は、月額150万円を超えない範囲で定める。
- (2) 理事長が非常勤で勤務する場合は、就労日数並びに時間等を考慮し、月額100万円を超えない範囲で定める。
- (3) 理事が常勤で勤務する場合は、月額70万円を超えない範囲で定める。ただし、施設長を兼務して従事している場合は業務に組み込まれているため理事としては無報酬とする。
- (4) 理事が非常勤で勤務する場合は、就労日数並びに時間等を考慮し、月額50万円を超えない範囲で定める。
- (5) その他の役員が非常勤で勤務する場合は、就労日数並びに時間等を考慮し、月額50万円を超えない範囲で定める。

(費用弁償)

第2条 次の場合は、役員に各号の額を支給する。

- (1) 役員が、評議員会・理事会に出席及び法人監査をするときは、報酬として1万円を支給する。ただし、職員である理事に関しては業務上の出席であれば重複で支給しないこととする。
- (2) 実地指導や、指導監査について非常勤理事の執務が必要な場合は、報酬として1日あたり3万円の範囲で支給する。
- (3) 理事長の要請により、役員が研修会等に参加した場合の出張旅費は、それに要した実費相当額及び日当1万円を支給する。
- (4) 役員が評議員会・理事会に出席及び法人監査をするときの報酬の受取りを辞退する場合は、報酬受取辞退書(様式1)を記載し提出する。

(その他)

第3条 役員報酬額及び費用弁償の額に疑義が生じたときは理事会に於いて審議し、評議員会の承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は平成29年6月23日から施行する。

この規程は令和元年6月21日から施行する。

令和2年4月1日改定 第1条の一部改正